

## 令和4年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
36	10月6日	10月14日	メール	都市整備課
<p>提案内容</p> <p>●空き家バンクについて</p> <p>空き家情報バンクについて、担当課に確認したところ、空家は対象になるが、空地は対象にならないと回答された。他ではそのような区別を見た事がない。</p> <p>また、不動産屋ではないと言われた。</p>				
<p>回答内容</p> <p>このたびはご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>本市では、空家対策を重点施策に位置づけ、除却支援のほか、空家の利活用促進及び所有者と利用希望者とのマッチングを目的として、空家のみを対象とした情報バンクを設けるなど、鋭意対策を進めているところです。</p> <p>空地についても情報バンクを設けている一部の市町村もありますが、本市においては、今後の検討課題であると考えています。</p> <p>そのようなことから、お手数ですが、空地の利活用につきましては、民間の不動産業者にご相談いただくようお願いしております。</p> <p>ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
37	10月7日	10月17日 10月31日	メール	水産商工課 都市整備課 観光振興課
<p>提案内容</p> <p>●海岸緑地トイレについて</p> <p>男子トイレの使用マナーが悪い、注意書きの掲示位置の変更を行ったほうが良い。多目的トイレで予備の不足が見込まれる、予備を増やしたほうが良い。</p> <p>●松ヶ枝町のトイレについて</p> <p>9月16日、26日、10月3日の早朝、身障者用のトイレトペーパーが不足していた。また女性用トイレのトイレトペーパーホルダーの増設、身障者用と女性用トイレに掲示してあるポスター位置を変更してほしい。</p> <p>●松ヶ枝町トイレ付近の店舗について</p> <p>店にトイレがないが、食品衛生法では問題はないか。</p> <p>店の人は毎日、市のトイレを利用している。</p>				

## 令和4年度 市民の声提案箱 回答

市のトイレを常時使用している特定の店舗に、使用料（水道料、ペーパー料、清掃代など）を市は求めないのか。

●図書館の週刊誌の配架について

先週や先々週の週刊誌を米子市のように本の真下に置いてほしい。

●駅伝大会のコース案内について

駅伝コースの5区から6区間の芝町交差点において、警察官の後方を走行する方が正しいコースだが、前方を走行し近道する選手がいる。2019年には白線が引かれたが、交差点付近では中を走るような2本線を引けないか。

### 回答内容

○海岸緑地トイレについて

いつも気に掛けていただきありがとうございます。

男子トイレの注意書きについては、より使用者の目につきやすい掲示位置に変更を行うようにいたします。

トイレットペーパーの補充は、現在、週2回（火、金曜日の午前9時頃）の清掃時に行っておりますが、船が多く係船するなど利用が多く見込まれる時には、適時確認し、補充回数を増やすことで対応したいと考えております。

また、予備の本数につきましては、多量の予備を置くことで、持ち去りやトイレットペーパーを利用したいたずらなども懸念されることから、補充時に4本とすることとしております。

以上のことから、予備本数の増加を行うことは考えておりません。

今後も定期的に点検を行い、利用状況を確認し、改善に努めてまいります。

○松ヶ枝町のトイレについて

トイレ利用者が多い場合など、一時的にトイレットペーパーが不足する場合がございますが、定期的に確認・補充し、出来る限り利用者にご不便をおかけしないよう心掛けております。

松ヶ枝町の身障用・女性用トイレのトイレットペーパーホルダーにつきましては、既に2か所設置してあることや、清掃される方とも相談した上で、更なる増設は考えておりません。

ポスターの掲示位置については、ご要望の場所には物が置けるスペースがあり、写真にもあるようにトイレットペーパーの芯などが置かれ、ポスターが隠れてしまうことが懸念されますが、試行的にご提案の場所にも掲示いたしました。

○松ヶ枝町のトイレ付近の店舗について

米子保健所に確認をしたところ、2店舗とも鳥取県が定める営業許可の施設基準に沿った届け出をされ、営業許可を受けておられることを確認しました。また、ご指摘の店

## 令和4年度 市民の声提案箱 回答

舗のうち1店舗については、近隣にある別店舗の従業員用トイレを使用していると伺っております。

また、松ヶ枝町を含めた市の公衆トイレについて、使用料を徴取することは考えておりません。

### ○図書館の週刊誌の配架について

市民図書館に配架している週刊誌を含めた雑誌につきましては、最新号を表に配架し、過去の雑誌は蓋を開けた奥にまとめて置いています。雑誌コーナーに過去の雑誌が棚の奥にあるお知らせの表示を行います。

### ○駅伝大会のコース案内について

ご提案いただきました当該地の誘導方法を、大会役員の方にお伝えしたところ、「大会運営準備の際に参考にさせていただきたい。」との回答をいただきました。

今後も選手間で走行コースに差が生じないように、努めてまいります。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
38	10月7日	11月14日	メール	教育総務課
<p>提案内容</p> <p>●児童クラブについて</p> <p>児童が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者となった場合等に、児童クラブを欠席した場合の保護者負担金の返還はいつ行われるのか。</p>				
<p>回答内容</p> <p>児童が新型コロナウイルス感染症の陽性者になった場合等の児童クラブ保護者負担金の返還については、令和4年4月分から令和4年9月分までの保護者負担金を、10月末に返還する予定としております。対応が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症対策により一層取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
39	10月13日	10月18日	メール	総務課
<p>提案内容</p> <p>●職員について</p>				

## 令和4年度 市民の声提案箱 回答

ルームスリッパを着用している職員を見かけたが、許容範囲なのか。仕事のスペースでマスクを付けずに動き回る職員を見かけたが、感覚過敏でマスクが付けられないのであれば周知が必要では。

### 回答内容

この度は、貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。

職員の服装は、華美にならず清潔感のある身だしなみが基本であると考えております。ご指摘のありました職場でのルームスリッパの着用は不適切だと考えますので、全職員に周知し注意喚起いたします。

また、職員は、基本的に業務中はマスクを着用しております。現在、感覚過敏等により、やむを得ずマスクを外しての勤務が必要な職員が在籍する職場はありませんが、水分補給や昼食、暑さ対策などでマスクを外す機会があり、そのまま行動してしまったことが考えられますので、改めて新型コロナウイルスの感染防止対策を職員に周知します。

ご指摘いただきました不十分な点について、職員に注意喚起を行うとともに、さらなる職員の接遇の向上を図ってまいります。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
40	10月17日	11月29日	メール	管理課

### 提案内容

#### ●県道？47号線の歩道についての改善要望

ディオから旧ツタヤの区間47号線の歩道が狭いため、街路樹の移設、伐採、木の種類変更などの検討をお願いしたい。併せて照明の設置も検討してほしい。

(現状)

- ・街路樹の根が歩道幅（もともと狭い）を圧迫
- ・街路樹の根が盛り上がり不陸が激しい
- ・自転車の走行率が高い

散歩や通学での徒歩の方と通学や在日外国人の自転車の方の接触、自転車同士の接触など、稀ではあるが見かける。「自転車は車道を走行」と言われたらそれまでだが、片側2車線で速度帯も速い傾向にあり、車道を高齢者の方が自転車で走るのは現実的ではない。

また、夜間は照明が乏しく、歩行者の方が自転車にびっくりする悲鳴も聞いたことがある。

### 回答内容

ディオから旧ツタヤの区間47号線は、県道になっており、鳥取県が管理しております。鳥取県に要望を伝えたところ、次のとおり返答がありましたので、お伝えします。

## 令和4年度 市民の声提案箱 回答

「歩道を広くするために街路樹を移設する等の工事は、大規模なものになり、対応することは難しいと考えます。街路樹の根上りについては、『シンハイムⅡ』の前を今年度中に対応いたします。その他で気になる箇所がありましたら、具体的に教えていただけたら、状況に応じて対応を考えたいと思います。

県道における照明灯については、道路交通の安全・円滑を図ることを目的に、交差点、橋梁及び夜間の交通上特に危険な場所に設置しています。連続照明は国道431号(米子市皆生付近)等、交通量が非常に多い区間に限定していますのでご理解いただきますようお願いいたします。」

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
41	10月27日	11月15日	メール	水産商工課 環境衛生課
<p>提案内容</p> <p>●漁業関係者への広報について</p> <p>本日境港水道で釣りを楽しんでいましたが、停泊している船から船員が立ち小便及びゴミを海に投棄されていました。広報車で釣り人にゴミは持ち帰ってくださいと昨年位までしきりに言われておられましたが、海を生業にされる漁業関係者がこれでは如何なものでしょうか？まさにトウダイモトグラシではないのでしょうか？</p> <p>そこでお聞きいたしますが、釣り人にはしきりにゴミを捨てるなど広報されていますが、漁業関係者にはどんな広報をされていますか？</p>				
<p>回答内容</p> <p>境漁港におきましては、管轄する鳥取県境港水産事務所が、指定管理者である境港水産物市場管理株式会社を通じて、漁港のパトロールや不法投棄への指導及び注意喚起等を実施されています。</p> <p>この度の目撃情報につきましては、鳥取県境港水産事務所に加え、境海上保安部にもお伝えしたところです。</p> <p>本市におきましても、引き続き、関係機関と連携を図りながら、不法投棄等への対策及び対応に努めてまいります。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
42	10月31日	11月15日	メール	都市整備課
<p>提案内容</p> <p>●ドッグランについて</p>				

## 令和4年度 市民の声提案箱 回答

無料の広いドッグランを設立していただきたいです。(日野川にあるようなもの)

### 回答内容

ドッグランの整備にあたりましては、ドッグランの性質上、設置場所、施設内容、運営方法、管理費等、一般の公園と異なる基準になるものと考えており、設置場所におきましては、においや鳴き声の問題など周辺への影響を配慮する必要があると考えます。

また、ドッグランの運営におきましては、利用者間でのトラブルが起こらないようルールやマナーの徹底が必要となりますが、しつけレベルの異なるペットが集まること、衛生面の徹底した管理が求められること、飼い主のマナーが求められることから、様々な課題が想定され、公園への設置には慎重な判断が必要です。

ドッグランの設置につきましては、他自治体の事例を情報収集し、引き続き調査研究してまいります。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
43	10月31日	11月11日	メール	観光振興課

### 提案内容

#### ●はまる一ふバスの停留所について

「はまる一ふバス」のメインコースに夕顔団地付近で停車するバス停を新設していただけたらと思っております。メインコースでしか行けない場所(プラント5や台場公園など)に行くには、一番近いバス停の「岡田商店」まで行く必要がありますが、これが実際に歩いて行くと距離があり、団地からバス停までの行き帰りだけでかなりしんどい思いをします。

また、夕顔団地は同じように、しんどくてなかなかバス停まで足を運べない、という高齢の方もそれなりにおられるかと思えます。生活コースから乗り換えるといっても、時間か経済的な問題で難しい、という例も決して少なくないです。

そこで、いつかメインコースのバス停の「寄合神社」から「岡田商店」までの間、夕顔団地6号棟とNTTの電話交換所の辺りにバス停を新設して頂けたら、と前々より思っております。全く新しいルートではなく途中の道なので、ご検討頂けたら幸いです。

### 回答内容

この度は「はまる一ふバス」の運行に関して、ご意見をいただきありがとうございます。

ご提案いただいた、メインコースの「寄合神社」から「岡田商店」の間にバス停を設置する件につきましては、既存のルート内であることと誠道町にメインコースの便が停車していないことから、バス停の設置に向けて、地元自治会・警察署に意見の聞き取りを行います。

## 令和4年度 市民の声提案箱 回答

なお、新たなバス停の設置には、境港市地域公共交通会議での承認が必要となり、安全面や現場の状況などからご提案通りにバス停が設置できるとは限りませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

またお気づきの点がございましたら、ご意見・ご要望をいただけましたら幸いです。今後ともよろしく願いいたします。